

公共事業事後評価調書

1 事業概要		整理番号	R3	-	1
事業種別	農業農村整備事業	事業主体	青森県		
事業名	ため池等整備事業(ため池整備)	管理主体	弘前北部土地改良区		
箇所名等 (市町村名)	手代森 (弘前市)	事業方法	● 国庫補助 ○ 交付金 ○ 県単独		
		財源・負担区分	● 国55% ● 県33% ● 市町村 8.5% ● その他3.5%		
事業の背景・必要性	<p>本ため池は、底樋管出口付近及び堤体のり面において漏水が確認されたこと、洪水吐の流水能力不足やコンクリート部分の破損、緊急放流施設が設置されていないこと等、防災上危険な状況であった。 そのまま放置した場合、ため池が決壊し周辺の農地や農業施設のみならず、公共施設にも影響を及ぼすことが懸念されていた。このことから、早急に堤体、取水施設及び洪水吐を改修することにより、災害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図ったものである。</p>				
主な事業内容 (事業量)	<p>ため池堤体工 N=1式 取水施設工(洪水吐兼用縦樋型) N=1式 底樋工 N=1式</p>				
想定した事業効果	<p>《金銭価値化が可能な効果》 (1) 作物生産効果 ・単収の増加や転作作物の導入による作物生産量の増加効果 (2) 維持管理費節減効果 ・老朽化し機能低下が著しい施設の改修に伴う維持管理費の節減効果 (3) 災害防止効果 ・施設の更新により、災害の発生に伴う被害が防止又は軽減される効果 《その他の効果》</p>				
事業の実施経過	《事業着手》 H27		《用地着手》		《工事着手》 H28
					《事業完了》 H28
公共事業評価の実施時期	事前評価時(H26年) 〔当初計画時〕	再評価時(年)	事後評価時(R3年) 〔最終実績〕		
事業期間(事業着手～事業完了)	H27 ~ H30	~	H27 ~ H28		
総事業費	315 百万円	百万円	145 百万円		
計画変更の実施時期	第 回計画変更(年)	第 回計画変更(年)	第 回計画変更(年)	第 回計画変更(年)	
事業期間(事業着手～事業完了)	~	~	~		~
総事業費	百万円	百万円	百万円		百万円
特記事項	<p>【事業費の減】 詳細な地質調査の結果、ため池堤体の改良範囲が、全面改良から一部改良(上流法面)に変更となり事業費が減額となった。</p>				
《事業概要図》					
凡 例	<p>流域面積 0.20 km² 受益面積 18.9 ha 被害面積 17.4 ha</p>				
担当部課室名	農林水産部 農村整備課		電話番号	017 - 734 - 9556	
			E-MAIL	noson @pref.aomori.lg.jp	

2 事業完了後の状況

整理番号 R3 - 1

社会経済情勢等の変化

- ・近年、豪雨等で農業用ため池が被災し甚大な被害が全国的に発生している。また、大規模な地震も頻発している。
- ・令和元年度以降、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、適正な維持管理を指導するとともに、必要な防災工事を集中的かつ計画的に推進する必要がある。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- ・費用対効果分析表の費用の見直し(単価等をH26年からR3に変更)に伴い、再評価時より総便益が増大した。
- ・堤体の改良部分の減に伴い総事業費が減額となった。

事業効果の発現状況

《金銭価値化が可能な効果》

(1) 作物生産効果【年間便益額6百万円】
本ため池の整備により、堤体の漏水が解消され、農業用水の安定確保が可能となるなど、作物生産量が増加した。
【達成度・営農面】に関するアンケート(問9)の結果、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が76.9%であったが、「用水が確保できない時もある」との意見もあった。

(2) 維持管理費節減効果【年間便益額▲1百万円】
以前は、老朽化した蓋の開閉で取水量を調整していたが、洪水吐兼用の取水施設に改修し、ゲートによる操作が可能となるなど、維持管理に係る労力が節減した。

(3) 災害防止効果【年間便益額23百万円】
堤体の漏水の解消、必要な断面を有していなかった洪水吐の改修など、施設の更新により、災害の発生に伴う被害の防止が図られた。
【達成度・防災面】に関するアンケート(問8)の結果、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が77.2%であった。
具体的には、「改修工事で安心感が増した」との意見があった。

0 0 【達成度・営農面】有効回答数:91

- 達成された
- おおむね達成された
- どちらとも言えない(わからない)
- あまり達成されていない
- 達成されていない

0 0 【達成度・防災面】有効回答数:92

- 達成された
- おおむね達成された
- どちらとも言えない(わからない)
- あまり達成されていない
- 達成されていない

《その他の効果》
事業実施に伴うその他の効果に関するアンケート(問13)の結果、「効果があった」との回答が57.8%であった。
具体的には、「取水量調節がしやすくなり、下流水路での溢水がなくなった」、「釣り人が減った」との意見があった。

【その他の効果】 有効回答数:90

- 効果があった
- 効果はなかった
- どちらとも言えない(わからない)

《参考(費用便益比)》

	事前評価時(H26年)	再評価時(年)	事後評価時(R3年)
総費用(C)	270 百万円	— 百万円	169 百万円
総便益(B)	404 百万円	— 百万円	685 百万円
費用便益比(B/C)	1.49	—	4.04

事業により整備された施設の管理状況

本事業で整備した手代森堤は、現在、弘前北部土地改良区が管理(農業用水の調整、草刈、点検など)を行っており、事業完了から5年を経過しているが、ため池堤体及び取水施設等に異常は確認されていない。
【管理状況】に関するアンケート(問10)の結果、「適切」「おおむね適切」との回答が82.6%であった。
具体的には、「草刈りが丁寧になった」などの意見があった。

1 0 【管理状況】 有効回答数:92

- 適切
- おおむね適切
- どちらとも言えない(わからない)
- あまり適切でない
- 適切でない

事業実施による環境の変化	<p>《「環境影響への配慮」の効果発現状況(特に留意した配慮内容がある場合)》</p> <p>施工前のため池内に生息していた準絶滅危惧種の植物である「ミクリ」を確認したことから、周辺を立ち入り禁止措置を行い、配慮した。</p> <p>また、堤体の上流側法面には植生が可能な浸食防止対策としてブロックマットを設置し、下流側には張芝を張ることで植生に配慮した。</p> <p>《その他の環境の変化》</p> <p>【環境変化】に関するアンケート(問11)の結果、「良くなった」「やや良くなった」との回答が74.4%であった。</p> <p>具体的には、「きれいになった」などの意見があった。</p>	<p>【環境変化】 有効回答数:90</p> <table border="1"> <tr><td>良くなった</td><td>44</td><td>49%</td></tr> <tr><td>やや良くなった</td><td>23</td><td>26%</td></tr> <tr><td>どちらとも言えない(わからない)</td><td>0</td><td>0%</td></tr> <tr><td>やや悪くなった</td><td>23</td><td>25%</td></tr> <tr><td>悪くなった</td><td>0</td><td>0%</td></tr> </table>	良くなった	44	49%	やや良くなった	23	26%	どちらとも言えない(わからない)	0	0%	やや悪くなった	23	25%	悪くなった	0	0%
良くなった	44	49%															
やや良くなった	23	26%															
どちらとも言えない(わからない)	0	0%															
やや悪くなった	23	25%															
悪くなった	0	0%															

3 まとめ

改善措置の必要性	<p>【改善点】に関するアンケート(問12)の結果、「改善点がある」との回答が24.2%であったが、周辺の水路や農道の整備・補修等の維持管理に関する意見であるため、事業目的は達成されている。</p>	<p>【改善点】 有効回答数:91</p> <table border="1"> <tr><td>改善点がある</td><td>22</td><td>24%</td></tr> <tr><td>改善点はない</td><td>38</td><td>42%</td></tr> <tr><td>どちらとも言えない(わからない)</td><td>31</td><td>34%</td></tr> <tr><td>改善点はない</td><td>0</td><td>0%</td></tr> </table>	改善点がある	22	24%	改善点はない	38	42%	どちらとも言えない(わからない)	31	34%	改善点はない	0	0%
改善点がある	22	24%												
改善点はない	38	42%												
どちらとも言えない(わからない)	31	34%												
改善点はない	0	0%												
再度の事後評価の必要性	<p>「事業効果発現の状況」とおり、事業目的は達成されているものと判断できることから、再度の事後評価は必要ないとする。</p>													
今後に向けた留意点	<p>《同種事業の計画・調査の在り方》</p> <p>ため池整備として十分に効果を発現しており、地域住民やため池利用者にも効果を認識していただいていることから、これまでと同様に事業計画を策定する。</p> <p>《事業評価手法の見直し》</p> <p>本事業は、農林水産省による「新たな土地改良の効果算定マニュアル」に基づき、適切に便益・費用を算出していることから、事業評価手法の見直しは必要ないものとする。</p> <p>《同種事業の内容・手法等の在り方》</p> <p>近年、台風等による豪雨や地震に伴うため池の被災や、農家戸数の減少等に伴い適切な維持管理が困難になっているため池が見受けられることなどを踏まえ、令和2年度に施行された「ため池工事特措法」(令和12年度までの時限立法)において、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進することが規定された。</p> <p>また、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、防災重点農業用ため池の防災・減災対策に関する国の予算の措置及び地方負担に係る地方財政措置の拡充が行われた。</p> <p>県としても、当該期間内に必要な防災工事等を実施できるよう、関係機関との協議を進める。</p>													
特記事項	<p>—</p>													